		<u>担当部署:</u>	農林課
--	--	--------------	-----

処分の概要	飼養の登録	
法 令 名 根 拠 条 項	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 第19条第1項	
法令番号	平成14年法律第88号	

【基準】

法第19条第1項及び第2項の規定による。

(飼養の登録)

- 第19条 第9条第1項の規定による許可を受けて捕獲をした鳥獣のうち、対象狩猟鳥獣以外の 鳥獣(同項の規定により許可を受けて採取をした鳥類の卵からふ化させたものを含む。第22 条第1項及び第84条第1項第7号において同じ。)を飼養しようとする者は、その者の住所地を 管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。ただし、第9条第4項に規定する有効 期間の末日から起算して30日を経過する日までの間に飼養するときは、この限りでない。
- 2 前項の登録(以下この節において単に「登録」という。)を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に登録の申請をしなければならない。

標準処理期間 30 日

備考